

旭区内で引っ越したら（区内転居）



項目	対象となる 方など	内容	担当窓口	
住民異動届				
旭区内で転居	旭区内で転居 される方	免許証等(本人確認用)をご持参ください。	1階 11番	窓口サービス課 (住民登録) (06) 6957-9963
印鑑登録・マイナンバーカード等に関すること				
印鑑登録	印鑑登録を される方	大阪市内で登録した印鑑登録証は、引き続きご使用いただけます。	1階 11番	窓口サービス課 (住民登録) (06) 6957-9963
マイナンバー (個人番号)カード	マイナンバー (個人番号) カードを お持ちの方	新住所を記載し、公的個人認証サービスの継続利用処理を行います。 お持ちのマイナンバー(個人番号)カードをご持参ください。		
	公的個人 認証サービス ご利用の方	住所変更を行うと署名用電子証明は失効します。 あらたに公的個人認証サービスを利用するためには、マイナンバー(個人番号)カードに搭 載される「電子証明書」が必要です。 お持ちのマイナンバー(個人番号)カードをご持参ください。		
在留カード等	外国籍を お持ちの 住民の方	新住所を記載しますので、在留カード等をご持参ください。		
健康保険・医療費助成・介護保険に関すること				
国民健康保険	74歳以下の 国民健康 保険の対象となる 方	住所を訂正しますので、転居された方全員の資格確認書と免許証等(本人確認用)をご持 参ください。後日郵送となる場合があります。	1階 8番	窓口サービス課 (保険年金) (06) 6957-9956
後期高齢者 医療制度	後期高齢者 医療制度の 対象となる方	窓口で手続き終了後、1週間程度で新住所を記載した資格確認書を簡易書留で送付しま す。		
各種 医療費助成	各種 医療助成の 対象となる方	①こども医療(18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもがおられる方)②ひとり 親家庭等医療の医療証③重度障がい者医療をお持ちの方は住所変更の手続きが必要で す。 お持ちの医療証をご持参ください。	①② 2階 26番	保健子育て課 (子育て支援) (06) 6957-9173
			③ 2階 28番	福祉課 (地域福祉) (06) 6957-9857
介護保険	65歳以上の方 40～64歳の方で介 護認定を 受けておられる方	手続きは必要ありません。 後日、住所変更後の介護保険証を送付します。	2階 29番	福祉課 (介護保険) (06) 6957-9859
18歳以下のこどもがいる方				
就学 〔小学校 中学校〕	校区が 変更となる方	通学していた学校で転退学の手続きを行い、その際に発行される在学証明書をご持参くだ さい。	1階 11番	窓口サービス課 住民登録担当 (06) 6957-9963
児童手当	18歳に達する日以 後の最初の3月31 日(高校生年代)ま での子を養育して いる方	住所変更の手続きを行ってください。	2階 26番	保健子育て課 (子育て支援) (06) 6957-9173
児童扶養 手当	児童扶養手当認定 中の方	住所変更の手続きが必要です。児童扶養手当証書、新居の賃貸契約書・不動産登記簿謄 本などをご持参ください。 状況に応じて必要書類が異なりますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。		
保育所	保育所 (大阪市認可) 入所中の方 申込み中の方	住所変更の手続きが必要です。		
母子健康手帳	現在妊娠中 の方及び 乳幼児が おられる方	住所変更届が必要ですので、母子健康手帳を ご持参ください。	2階 25番	保健子育て課 (保健衛生) (06) 6957-9882

※ 必ず裏面もご覧ください。

項目	対象となる 方など	内容	担当窓口	
各種保健福祉サービスを受給中の方				
身体障がい者 手帳	身体障がい者 手帳を お持ちの方	各種手帳、重度障がい者医療、自立支援医療（更生医療・精神通院・育成医療）等の住所 変更手続きが必要です。 <u>お持ちの手帳、医療証、受給者証</u> をご持参ください。	2階 28番	福祉課 （地域福祉） （06） 6957-9857
精神障がい者 保健福祉手帳	精神障がい者 保健福祉手帳 をお持ちの方			
療育手帳	療育手帳を お持ちの方			
特定医療費 （指定難病）	特定医療費 （指定難病）の 受給者証を お持ちの方	住所変更の手続きが必要です。 <u>お持ちの受給者証</u> をご持参ください。		
小児慢性 特定疾病	小児慢性特定 疾病の助成 を受けて おられる方	住所変更手続きが必要です。 お持ちの受給者証等をご持参ください。	2階 25番	保健子育て課 （保健衛生） （06） 6957-9882
公害健康医療	公害医療 手帳を お持ちの方	住所変更手続きが必要です。 公害医療手帳等をご持参ください。		
被爆者 健康手帳	被爆者 健康手帳を お持ちの方	住所変更手続きが必要です。被爆者健康手帳をご持参のうえ、詳しくは担当にお尋ねくだ さい。		

令和8年7月作成